

## 第3次京都市消費生活基本計画素案（案）からの主な変更点

### 1 「消費生活施策の推進に関する基本理念」の修正（P1）

- ・ 計画策定に当たっての背景が不明確であるとの御意見を踏まえ、「消費生活施策の推進に関する基本理念」を「計画策定の背景」として文言等を修正。

### 2 「計画を着実に推進する仕組み」の修正（P5）

- ・ 本市の極めて危機的な財政状況の中で、消費生活施策の水準を今後も継続、発展させるため、国に対して、必要な財源を継続的・安定的に確保できるよう、今まで以上に強く要請する旨を追記。

### 3 「消費者安全確保地域協議会」に関する記載の修正（P8・P17）

- ・ 「消費者安全確保地域協議会」の対象者について、消費者被害が潜在化する傾向にあるのは必ずしも高齢者だけではないとの御意見を踏まえ、より広義的な文言である「高齢者等」に修正。また、P8の「高齢者がそれぞれの持つ潜在能力を発揮することのできる環境を整備します。」の文言を、「被害を未然に防止することで、高齢者等が生きがいをもって日常生活を営むために、積極的に地域社会に参加するなど本来持っている能力を安心して十分に発揮することのできる環境を整備します。」に修正。

### 4 **施策目標3** 「取引の適正化」に関する記載の修正（P12）

- ・ 施策目標3「取引の適正化」として、執行体制の充実・強化を挙げてはどうかとの御意見を踏まえ、個別施策⑨取引行為に関する制度の検討において、効果的な執行体制の在り方等について検討する旨を追記。

### 5 **基本方針3** 「消費者教育の推進」に関する記載の修正（P15）

- ・ 消費者教育を推進するうえで、学校、地域社会、家庭における消費者教育が相互に連携している旨を記載してはどうかとの御意見を踏まえ、基本方針3「消費者教育の推進」の文言を修正。
- ・ 個別施策⑭学校等における消費者教育の推進に記載されている「自己実現を図るための能力」について、「消費者被害に遭わない、消費者被害から救済される能力」が自己実現を図るための能力に直結するとの御意見を踏まえ、その旨を追記。